

パブリックコメント募集結果（案）

植物性たん白の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 3 件（2 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

植物性たん白の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見
に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
表 4		
新旧対照表の5頁、表 4-繊維状植物性たん白の品質基準「水分」の基準の記述に「。。」となっている部分があるようである。「。」に修正されたい。	1	貴見のとおり、表 4-繊維状植物性たん白の品質基準「水分」の基準に句点が重なっていたものを、句点を一つに修正しました。
規格全般		
日本語での記述を行っているのであるから、読点は「，」ではなく「、」を使うようにされたい。「，」を使うのは、たとえそれが論文等であっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語においての読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。	1	JASの国際規格との連動性向上等のため、他のJASと同様に、ISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正しており、本JISの規定に従い「，」を使用しています。

※今回の改正案に直接関係のない1件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント募集結果（案）

ぶどう糖の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 4件（3者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

ぶどうの日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
6. 2. 2		
6 ページの改正後欄の6. 2. 2に規定されている比旋光度を求める式に「試料の量」とあるが、「試料の質量」のほうがよい。	1	貴見のとおり、6. 2. 2に規定されている比旋光度を求める式の「試料の量」は試料の質量のことです。本試験方法では、はかりとった試料であること、その質量であることが明確にわかるように、「試料の採取量(g)」と修正しました。
6. 3. 3		
6 ページの改正後欄の6. 3. 3a)に「試料約4 gを正確にはかりとり、～」とあるが、「約」と「正確に」とは、整合していない。	1	「試料約4gを正確にはかりとり」とは、必ずしも4.00 gをはかりとる必要があるというものではなく、およそ4 gであれば、4.15 gや3.95 gでもよいが、これらの質量を正確にはかる必要があることを表現したものであり、案のとおりとしました。
規格全般		
日本語での記述を行っているのであるから、読点は「，」ではなく「、」を使うようにされたい。「，」を使うのは、たとえそれが論文等であっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては。）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語における読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。	1	JASの国際規格との連動性向上等のため、他のJASと同様に、ISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正しており、本JISの規定に従い「、」を使用しています。

※今回の改正案に直接関係のない1件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント募集結果（案）

ウスターソース類の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 2 件（2 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

ウスターソース類の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び
意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
3.1		
3.1ウスターソース類の用語及び定義においてa)「野菜若しくは果実の搾汁，煮出汁，ピューレー又はこれらを濃縮したものに砂糖類，食酢，食塩及び香辛料を加えて調製したもの」とあるが、食塩の使用は必須にする必要はない。 理由は、元々食塩は風味・保存性に必須の原料として記載されていると思われるが、ウスターソース類に原材料として使用頻度の高いしょうゆ、たん白加水分解物等に食塩分が多量に含まれており、必ずしもウスターソース類の製造に「食塩」を使用しなくとも品質が担保されたものが製造できると思われる。 そのため、食塩を使用しない風味がウスターソース様（よう）の調味料が製造できたとしても、「ウスターソース」として発売できず、消費者の選択の機会損失が生じる。 また食塩を使用せず、他原料の塩分だけで製造したウスターソース様の調味料は減塩効果もあり、消費者の健康増進に役立つと考えられる。	1	ウスターソース類JASを維持管理する一般社団法人日本ソース工業会から、食塩等を必須原材料としている定義の改正を検討したことがあったが、食塩を使用しないで作りたいという要望は限られており、定義を変えてまでウスターソースの領域を広げる必要はないとの結論が出たため定義を存置することとなったと聞いています。
規格全般		
日本語での記述を行っているのであるから、読点は「，」ではなく「、」を使うようにされたい。「，」を使うのは、たとえそれが論文等で	1	JASの国際規格との連動性向上等のため、他のJASと同様に、ISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正しており、本JIS

あっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては。）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語においての読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。		の規定に従い「，」を使用しています。
--	--	---------------------------

パブリックコメント募集結果（案）

ベーコン類の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

ペーコン類の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
日本語での記述を行っているのがあるから、読点は「，」ではなく「、」を使うようにされたい。「，」を使うのは、たとえそれが論文等であっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては。）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語においての読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。	1	J A Sの国際規格との連動性向上等のため、他のJ A Sと同様に、I S Oの様式作成の手引きを考慮して作成されたJ I S Z 8301に従い様式を改正しており、本J I Sの規定に従い「，」を使用しています。

パブリックコメント募集結果（案）

ハム類の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

ハム類の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
日本語での記述を行っているのがあるから、読点は「，」ではなく「、」を使うようにされたい。「，」を使うのは、たとえそれが論文等であっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては。）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語においての読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。	1	J A Sの国際規格との連動性向上等のため、他のJ A Sと同様に、I S Oの様式作成の手引きを考慮して作成されたJ I S Z 8301に従い様式を改正しており、本J I Sの規定に従い「，」を使用しています。

パブリックコメント募集結果（案）

プレスハムの日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

プレスハムの日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
日本語での記述を行っているのがあるから、読点は「，」ではなく「、」を使うようにされたい。「，」を使うのは、たとえそれが論文等であっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては。）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語においての読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。	1	JASの国際規格との連動性向上等のため、他のJASと同様に、ISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正しており、本JISの規定に従い「，」を使用しています。

パブリックコメント募集結果（案）

ソーセージの日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

ソーセージの日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
日本語での記述を行っているのがあるから、読点は「，」ではなく「、」を使うようにされたい。「，」を使うのは、たとえそれが論文等であっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては。）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語においての読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。	1	JASの国際規格との連動性向上等のため、他のJASと同様に、ISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正しており、本JISの規定に従い「，」を使用しています。

パブリックコメント募集結果（案）

熟成ベーコン類の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

熟成ベーコン類の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
日本語での記述を行っているのがあるから、読点は「，」ではなく「、」を使うようにされたい。「，」を使うのは、たとえそれが論文等であっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては。）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語においての読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。	1	JASの国際規格との連動性向上等のため、他のJASと同様に、ISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正しており、本JISの規定に従い「，」を使用しています。

パブリックコメント募集結果（案）

熟成ハム類の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

熟成ハム類の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
日本語での記述を行っているのがあるから、読点は「，」ではなく「、」を使うようにされたい。「，」を使うのは、たとえそれが論文等であっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては。）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語においての読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。	1	JASの国際規格との連動性向上等のため、他のJASと同様に、ISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正しており、本JISの規定に従い「，」を使用しています。

パブリックコメント募集結果（案）

熟成ソーセージ類の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 5 件（5 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

熟成ソーセージ類の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び
意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
第3条		
2ページの改正前欄の第3条の条文内の「、」に下線を付したほうがよい。	1	貴見のとおり、該当の読点に下線を追記しました。
規格全般		
日本語での記述を行っているのがあるから、読点は「、」ではなく「、」を使うようにされたい。「、」を使うのは、たとえそれが論文等であっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては。）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語においての読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。	1	JASの国際規格との連動性向上等のため、他のJASと同様に、ISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正しており、本JISの規定に従い「、」を使用しています。

※今回の改正案に直接関係のない3件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント募集結果（案）

製材の日本農林規格の全部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 6. 3～R6. 7. 2）

(1) 受付件数 31 件（7 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

製材の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
JAS 1083-1 5.3.1曲げ性能、5.3.2計算の中など、「コンマ」とすべき「読点」があるので修正すべき。	1	貴見のとおり修正しました。
第一部		
3		
3.28～3.32（甲種構造材～押角）の位置について、3.3目視等級区分構造用製材と3.4機械等級区分構造用製材の間に甲種～乙種を、3.6広葉樹製材と3.7耳付材の間に押角を入れた方が関連付けて見られる。	1	貴見を踏まえ、規格の構成を考慮し用語の並びを整理しました。
5.2.5		
5.1.5（造作用の寸法）では「JAS1083-2の5.1寸法測定試験の結果」とあるので、同様に追記したほうが良い。（5.3.6、5.4.5、5.5.5は同じ）	1	貴見を踏まえ追記しました。
5.3.1		
「JAS1083-2の5.3曲げ試験の結果、次の基準に適合しなければならない。」を追記し、明確化すべきではないか。	1	貴見を踏まえ追記しました。
5.3.2.8		
未仕上げ材に関する記述があるが不要である。	1	貴見を踏まえ修正しました。
5.3.5		
含水率の「平均値」についてその考え方を明記すべき。特に、抽出した5本の平均なのか、各本内の複数の試験体の平均なのか明示が必要。	1	含水率の平均値の考え方は、第2部5.2に記載しています。また、判定の方法は、A.2.1に記載していますが、ここには「平均値」の記述はありません。これらより、ご

		指摘の点は明らかであると考えています。
表21		
干割れの特等欄の「cm以下」は「cmの数以下」のほうがよい。	1	干割れの長さの基準なのでcm以下としており、修正の必要はないと考えます。
無欠点裁面の基準では「数が〇個であって、かつ、無欠点裁面の合計面積が～」とありますが、節の基準では、「長径が30mm以下、かつ、」となっており、他の基準もあつての文言を消しているようなので、統一されたら良い。	1	貴見を踏まえ追記しました。
附属書A		
試料の採取方法について寸法測定試験についても明記が必要ではないか。	1	貴見を踏まえ追記しました。
A.1.3		
再試験の本数がないので、「注記：再試験を行う場合には、10本又は10枚。」を追記する必要がある。	1	貴見を踏まえ追記しました。
曲げ試験の判定において、無作為に抽出した5本の平均値で基準を満たすか判定することになるが、厳しい管理が必要になるので、条件を見直せないか。	1	ご意見を踏まえ、より正確な平均値が得られやすくなるよう、抽出本数を5本以上に修正し、認証事業者の生産状況を踏まえ認証機関との間で決めた本数による試験を行うことができるようにしました。
A.2.2b)		
記述が難解であるため、図解を含めるなど理解しやすい表現とする必要がある。	2	貴見を踏まえ、図解を用いた表現を追加しました。
A.2.2 b)2)及び3)		
累積確率は用語としては一般的ではないように思います。統計の本にも載っていなかったもので、追加説明か、別用語にするか検討していただけると助かります。	1	貴見を踏まえ、累積確率という用語を「確率の累積」と置き換えました。
表B.1		
短辺、長辺は他では「木口の短辺、木口の長辺」なので合わせたほうが良いと思います。	1	貴見を踏まえ追記しました。

第二部		
5.4.3		
「JIS」は「日本産業規格」に修正すべき。	1	貴見を踏まえ修正しました。
4.6.1.2		
材面における貫通割れについて、新たに追加された図28にAとBの記号が必要ではないか。	1	貴見を踏まえ追記しました。
5.2.3		
0.1%や0.5%単位にする時に、端数をどうするか明記が必要ではないか。	1	端数処理は、0.1%の単位までの場合は、小数点以下第2位を四捨五入、また、0.5%の単位までの場合は、小数点以下第2位を二捨三入、七捨八入することとしており、他のJASも同様の表現で、同様の端数処理をしていますので、特に修正の必要はないと考えています。
5.5.2		
A _b ：吸収量の単位「kg/m ³ 」は、「g/m ³ 」ではないか。	1	当該単位は、mgをcm ³ で除したものであり、接頭語を整理すると「kg/m ³ 」になります。
5.5.3		
複数個所ある「量り採り」は「はかりとり」のほうがよい。	1	貴見のとおり修正しました。
複数個所ある「約」と同「正確に」とは、整合していない。	1	「試料約1gを正確にはかりとり」とは、必ずしも1.00 gをはかりとる必要があるというものではなく、およそ1 gであれば、1.15 gや0.95 gでもよいが、これらの質量を正確にはかる必要があることを表現したものであり、案のとおりとします。
5.5.3.1.1b)1)		
「（以下“DDAC”という。）」は、既出であり不要である。	1	JASは2部構成となっており、第2部は第1部とは別に定義する必要があるので、「（以下“DDAC”という。）」と記載しており、修正の必要はないと考えます。
5.5.3.3.2.2		
「以下“GC法”という。」については、以降、「GC法」の記述がないため不要である。	1	貴見のとおり修正しました。

5.5.3.7.3		
「重量比」は「質量比」のほうがよい。	1	貴見のとおり修正しました。

※今回の改正案に直接関係のない7件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント募集結果（案）

直交集成板の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 6. 12～R6. 7. 11）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

直交集成板の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
5ページの改正後欄の表-1の注の「あっては、」は「あっては、」のほうがよい。その他に、5ページの改正後欄の最下行の2行上「基準は、」など、読点をコンマにしたほうがよい箇所が複数あり。	1	貴見のとおり修正しました。

パブリックコメント募集結果（案）

フローリングの日本農林規格の一部改正

- 1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 6. 3～R6. 7. 2）

受付件数 なし

- 2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

パブリックコメント募集結果（案）

即席めんの日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

即席めんの日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
日本語での記述を行っているのがあるから、読点は「，」ではなく「、」を使うようにされたい。「，」を使うのは、たとえそれが論文等であっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては。）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語においての読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。	1	J A Sの国際規格との連動性向上等のため、他のJ A Sと同様に、I S Oの様式作成の手引きを考慮して作成されたJ I S Z 8301に従い様式を改正しており、本J I Sの規定に従い「，」を使用しています。

パブリックコメント募集結果（案）

食用植物油脂の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

食用植物油脂の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見
に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
日本語での記述を行っているの あるから、読点は「，」ではなく「 、」を使うようにされたい。「，」 を使うのは、たとえそれが論文等 であっても特に適切性があるわけ ではない（あまり適切な根拠のあるわけ ではない所与的な規則以外によっ ては。）。行政の発する文書として、 適切な日本語の記述を行うように されたい。日本語においての読点には 「、」を使用すべきであるが、「 、」の使用を行うようにされたい。	1	JASの国際規格との連動性向上等のた め、他のJASと同様に、ISOの様式作 成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正しており、本JIS の規定に従い「，」を使用しています。

パブリックコメント募集結果（案）

人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6. 5. 30～R6. 6. 28）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6. 5. 9～R6. 7. 7）

受付件数 なし

(別紙)

人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
日本語での記述を行っているのがあるから、読点は「，」ではなく「、」を使うようにされたい。「，」を使うのは、たとえそれが論文等であっても特に適切性があるわけではない（あまり適切な根拠のあるわけではない所与的な規則以外によっては。）。行政の発する文書として、適切な日本語の記述を行うようにされたい。日本語においての読点には「、」を使用すべきであるが、「、」の使用を行うようにされたい。	1	J A Sの国際規格との連動性向上等のため、他のJ A Sと同様に、I S Oの様式作成の手引きを考慮して作成されたJ I S Z 8301に従い様式を改正しており、本J I Sの規定に従い「，」を使用しています。